

徳島県企業局会計新システム開発業務仕様書

令和8年3月

徳島県企業局

目 次

1. 業務全般に関する事項	1
1. 1. 件名	1
1. 2. 業務範囲	1
1. 3. 納入期限（本稼働開始予定年月日）	1
1. 4. 提出書類	1
1. 4. 1. 契約後遅滞なく提出を必要とする書類	1
1. 4. 2. 契約期間中に提出を必要とする書類	1
2. 業務概要	2
2. 1. 現行システムの概要	2
2. 2. 現行システムの課題（再開発の背景）	2
2. 3. 業務の基本方針	3
3. 前提条件	3
3. 1. 全般	3
3. 2. データ移行に関する条件	4
3. 3. ソフトウェア・ライセンス調達に関する条件	4
3. 4. ウィルス対策について	5
3. 5. 想定スケジュール	5
3. 6. 動作環境	5
4. 要求事項	5
4. 1. システム全般	5
4. 2. 課題への対応	6
4. 3. 守秘義務	6
4. 4. 情報セキュリティ	6
5. クラウドに関する要件	7
5. 1. 県が運用している Google Cloud プラットフォーム環境に構築する場合	7
5. 2. パブリッククラウドサービス (ISMAP 登録されていること、もしくは同等のセキュリティが確保されていること。) の場合	7
5. 3. 共通事項	7
5. 4. その他の要件	8
5. 4. 1. 見積参加要件	8
5. 4. 2. 開発要件	8
5. 4. 3. システムテスト要件	9
5. 4. 4. 開発体制要件	9

5. 4. 5. 定例報告・承認要件	10
5. 4. 6. 納品・導入	10
5. 4. 7. 研修・教育	10
5. 4. 8. 他システムとの連携要件	11
5. 4. 9. 契約不適合責任	11

1. 業務全般に関する事項

1. 1. 件名

徳島県企業局会計新システム開発業務

1. 2. 業務範囲

- (1) 要件定義
- (2) 会計システムの設計、構築業務（システム構築及び各種テスト）
- (3) ソフトウェア・ライセンス調達
- (4) 本県受入テストの支援
- (5) データ移行業務（変換作業済みデータの取り込みのみ）
- (6) 本番環境切替え業務
- (7) 本業務の完成図書（設計書・手順書等）及び運用マニュアル、研修資料の作成・提出
- (8) 利用者向けの操作研修の実施
- (9) 管理者向けの操作研修の実施
- (10) 本番稼働当初の運用支援
- (11) 業務開始から業務終了までのプロジェクト管理
- (12) 本システムの本番稼働に必要な本県関係部署との調整、連携業務
- (13) その他システム稼働のために必要な業務

1. 3. 納入期限（本稼働開始予定年月日）

2027年（令和9年）3月31日（2027年4月1日）

※予算編成業務の先行稼働は行わない。

1. 4. 提出書類

受注者は、次の書類を書面及び電子データにて提出すること。

1. 4. 1. 契約後遅滞なく提出を必要とする書類

- (1) 作業行程表
- (2) プロジェクト体制表

1. 4. 2. 契約期間中に提出を必要とする書類（本稼働開始日までに提出すること）

- (1) 基本設計書・詳細設計書（データフォーマットを含む）
- (2) 移行設計書
- (3) パラメータシート

- (4) ネットワーク接続管理表・設定表
- (5) 打合せ議事録
- (6) 課題管理表
- (7) 保守体制表
- (8) テスト計画書、テスト結果報告書
- (9) システム品質報告書
- (10) 研修資料
- (11) 利用者向け操作マニュアル
- (12) 管理者向け操作マニュアル
- (13) システム運用説明書（起動・停止手順、バックアップ・リストア手順など）
- (14) 各種製品保証書

2. 業務概要

2. 1. 現行システムの概要

本県では公営企業として電気事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計、駐車場事業会計を運営しており、各事業会計の会計経理処理をするため、会計システムを利用している。

（現行システムでは会計処理を簡便化するため、年度途中は別途各会計間に共通する支払を行うために共通整理勘定も設け処理している。）

現行システムは平成26年度より稼働しており、企業会計に関連する各種業務を効率的に処理するために利用されている。各種業務には予算編成・予算管理・収入管理・支出管理・決算管理・固定資産管理・企業債管理・システム管理がある。

2. 2. 現行システムの課題（再開発の背景）

現行システムには以下のような課題があり、これらの課題を解決することが本業務の目的となる。

- (1) 現行システムが11年以上前に再開発されたものであり、随時改良を重ねてきてはいるものの、操作性や作業効率の大幅な改善には課題がある。また、現システムはまた、電子決裁等の本県の一般会計が実施しているDXの方針に対応できていないこと。また、本システムのデータを活用したシミュレーション等経営分析を行うことができないこと。
- (2) 経理・会計事務におけるリスクマネジメントを徹底し適正な事務執行を確保することが求められること。
- (3) ブラウザの変更や消費税法改正などに対応するため度重なるシステム再開発を実施した結果、システム設計が煩雑になり、システム管理・運用に関する知識やノウハウの引継ぎが困難になっていること。

(4) サーバーOS など情報資産が老朽化していること。

2. 3. 業務の基本方針

(1) パッケージの活用

開発に際しては、「他の地方公営企業で運用実績があるパッケージシステムを利用して経費を抑制しつつ、効率的な業務運営と安定的なシステム稼働を維持すること」及び「現状の課題解決により、持続的に安定運用できるシステムの実現」を目的とする。

企業局が独自に要求する機能のうち、パッケージシステムで対応できない機能等については、代替機能もしくはカスタマイズによる対応を基本とする。

(2) ライフサイクルコストの軽減

開発から本稼働までに必要なイニシャルコスト、システム運用に必要なランニングコスト、システム撤去に必要なコストを総合的に考慮して、ライフサイクルコストの軽減が可能なシステム設計・構成とする。

(3) ユーザビリティ

業務に必要な機能を備えるだけでなく、ユーザーインターフェース、操作性、処理の自動化などを十分考慮した利便性の高いシステムとする。

(4) 既存資産の活用

企業局の職員端末（1人1台）及びプリンター、徳島県行政WAN（庁内ネットワーク）など、徳島県企業局が保有する情報資産を十分に活用できる汎用性の高いシステムとする。

(5) 業務改善及び職員の負担軽減

徳島県が全庁的に取り組んでいる業務の効率化や働き方改革を一層進めるとともに、入力データの漏れや不具合のチェック、翌年度へのデータ引継、審査確認等について、可能な限り自動化することで会計事務が内部統制方針を踏まえた確に行えるシステム環境を整え、職員の業務負担を軽減し、生み出した時間を県民のために有効に生かす。

(6) サポート体制

障害発生時の問い合わせ対応等、適切なサポート体制がとられていること。

(7) プラットフォームの種類

次のいずれかとする。

(ア) 県が運用している Google Cloud プラットフォーム環境（以下、徳島県 GCP 環境）

(イ) パブリッククラウドサービス（ISMAP 登録されていること、もしくは同等のセキュリティが確保されていること。）

3. 前提条件

3. 1. 全般

(1) 原則現行業務運用の継承を前提とし、地方公営企業法等の法令や公営企業会計原則

に基づき、かつ DX 推進の観点を踏まえ、以下の業務が遂行可能なシステムであること。

() には主な業務を記載。

- ① 予算編成 (予算要求登録・予算査定登録)
- ② 収入管理 (調定・納付書作成)
- ③ 支出管理 (支出負担行為・支出命令・振替)
- ④ 固定資産管理 (固定資産取得登録・増加・除却)
- ⑤ 企業債管理 (企業債台帳登録・償還)
- ⑥ 決算管理 (貸借対照表や損益計算書等の決算関係資料作成)
- ⑦ 電子決裁 (支出負担行為等の電子決裁機能)

(2) 4.2. 項に示す現行システムの課題解決を行うこと。

3. 2. データ移行に関する条件

データ移行については、現行システムが保有するデータのうち、新システムにおいても引き続き必要となる以下のデータを移行する。

- ① 固定資産データ
- ② 取引先データ
- ③ 金融機関データ
- ④ 予算、勘定科目データ
- ⑤ 企業債データ

なお、作業ごとの実施者と取扱いについては以下のとおりとする。

○現行システムからのデータの切り出し：現行ベンダが、別調達として作業を行う。

○移行データの変換作業：県と協議のうえ、必要に応じて新システムの提案者が作業を行う。

○変換済みデータの取込作業：新システムの提案者が、本業務の対象作業として行う。

(データは CSV 形式で提供するものとするが、変換等が必要な場合は取込作業費に含めること)

なお、データ移行については、別紙の「【様式第 9-2 号】非機能要件一覧表」を参照すること。

3. 3. ソフトウェア・ライセンス調達に関する条件

ソフトウェア・ライセンス調達が必要な場合はシステム本稼働前に一括して本県が買い切る形式を取ること。「【様式第 10 号】見積書」へ初期経費として計上すること。

ただし、買い切ることができないソフトウェア・ライセンスについては、使用料も可
とし、「【様式第 10 号】見積書」に運用経費として計上すること。

3. 4. ウィルス対策について

ウィルス対策についてはOS標準以外の商用ソフトにて実施すること。

3. 5. 想定スケジュール

令和8年5月：契約

令和8年5月～令和8年12月：構築

令和9年1月～令和9年3月：データ移行・試験運用・研修

令和9年4月：本稼働開始予定

なお、詳細については県と協議しその指示に従うこと。

3. 6. 動作環境

・次に示す環境で動作可能なこと、

ユーザー利用端末のスペック

OS：Windows 11 Pro ver.22H2（または24H2）

CPU：Core(TM) i5-1235U 1.30 GHz (i5-1035G1 1.00 GHz)

メモリ：8 GB

ディスプレイ：15.6 インチ

ストレージ：SSD256GB

オフィスソフト：Microsoft 3 6 5 Office 64bit 及び LibreOffice

ブラウザ：Google Chrome

4. 要求事項

4. 1. システム全般

(1) 原則、現システムと同等以上の処理が可能なシステムであること。「【様式第9-1号】機能要件一覧表」及び「【様式第9-2号】非機能要件一覧表」に記載された現システムと同等以上の処理を行うために必要な機能を確認し、提案すること。なお、基本パッケージとは別でサブシステムの追加等が必要な場合、提案に反映させること。なお、次の場合は別仕様によることも可とする。

(ア) 同等以上の機能、操作性及び効果が得られる場合。

(イ) 業務の効率化・円滑化に資する場合、または導入・維持管理コストの縮減が可能な場合。ただし、別仕様とした結果、著しく操作性が劣る場合を除く。

(2) システムはパッケージソフトを利用し、必要に応じてカスタマイズを行うこと。

(3) 法改正、システムの拡張といった将来の環境変化に対し容易に低コストで対応できるように、拡張性を持たせたシステムとすること。

- (4) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、同法施行令（昭和40年政令第403号）、同法施行規則（昭和27年総理府令第73号）、徳島県企業局財務規定（昭和41年4月1日徳島県企業管理規定第5号）等の関係法令及び公営企業の経理の手引（（財）地方財務協会発行）に適合したシステムとすること。
- (5) 帳票類の様式が現システムと異なる場合は、個々に協議して様式を決定する。
- (6) システムの運用・保守作業は可能な限り自動化を図り、運転技術者による作業が必要となる処理は最小限とすること。

4. 2. 課題への対応

- (1) 「【資料1】 現行システムに関する課題」の内容を確認し、課題①「各事業会計に共通する支出及び収入に係る事務作業」、課題②「シュミレーション機能」について現行の業務より効率的に行える手法及び受託者が保有しているシュミレーション機能について提案すること。
- (2) 「【資料1】 現行システムに関する課題」に、課題解決に向けた要望（県のイメージ）を記載しているので、提案の参考にすること。県の想定しているイメージと異なる提案を行ったとしても、趣旨を満たしていれば評価の対象となる。

4. 3. 守秘義務

受託者は、本業務を実施するに当たり、徳島県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- (ア) 徳島県から取得した時点で、既に公知であるもの
- (イ) 徳島県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
- (ウ) 法令等に基づき開示されるもの
- (エ) 徳島県から秘密ではないと指定されたもの
- (オ) 第三者への開示又は本業務以外の目的で利用することにつき、事前に徳島県と協議の上、承認を得たもの

4. 4. 情報セキュリティ

- (1) 受注者は、徳島県情報セキュリティポリシー実施手順に基づき、適切な処理を施すこと。また、本業務において取り扱う各種情報について、「徳島県個人情報保護条例」に基づき、適切な処理を施すものとし、それらの取り扱いには十分に注意するものとする。
- (2) 受注者は、本業務に係る個人情報の漏えい、紛失または改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）やプライバ

シーマークに準拠した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を確保し業務を遂行すること。

5 クラウドに関する要件

5. 1. 県が運用している Google Cloud プラットフォーム環境に構築する場合

(1) 本システムを稼働させるための徳島県 GCP 環境の設定を把握の上、システム提案書に記載すること。また、基本設計は以下のものとするが、詳細な設定内容は協議の上で決定することとする。

(ア) 県の責任範囲はプロジェクトの払出しとオーナー権限の設定までとする。

(イ) 受注者は Console からの SSH でのアクセスが可能とする。受注者は Google の組織アカウントを取得し、IAP 経由でサーバにアクセスすること。

(2) セキュリティ設定

(ア) サーバデータについて Google Cloud の機能でクラウド上にバックアップする。

(イ) ログ取得等の必要なセキュリティ対策については県と協議をし、実施する。

5. 2. パブリッククラウドサービス (ISMAP 登録されていること、もしくは同等のセキュリティが確保されていること。) の場合

(1) ネットワーク

本県では庁内のネットワークは現在 β モデルにて運用していることを考慮し、サービスを提供するデータセンタと県庁舎の間の接続について円滑に業務が行えるように対応すること。円滑に業務を行える仕組みを受託者において用意し、その仕組みに係る費用を見積額に含めること。(LGWAN回線を経由することを前提としたシステム構成の提案は不可とする。)

5. 3. 共通事項

(1) クラウドサービス提供に当たっては「【資料2】クラウドサービスに係るセキュリティ要件」を満たすこと。

(2) インターネット経由での接続にあたっては、徳島県 GCP 環境で構築する際には IAP 経由を用いることとし、その他のクラウドサービスの場合は VPN 接続等の技術を用いたりリモートアクセス環境を構築するなど本システムが安定して稼働できることを考慮し、「【様式第 11 号】システム構成図」を作成すること。また、接続に係る費用については見積額に含めること。

(3) 本システムのクラウド利用料については見積額に含めること。

(4) 本システムの構築にあたり必要に応じて、県および関係機関との協議を行い、適宜対応すること。

5. 4. その他の要件

5. 4. 1. 見積参加要件

(1) セキュリティ体制

過去5年間にわたり、情報セキュリティ事故等の事項について判決により罰金、和解金の支払いがないこと。また、法令の違反などによる指名停止の措置を受けていないこと。

(2) 共同企業体による参加について

本業務は、共同企業体としての参加を認める業務である。ただし、その場合構成員の1者が徳島県内において本店または営業所を有していることを条件とする。

(3) 参加資格

本県の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

共同企業体での参加の場合は、うち1者について登録を受けていること。

(4) 導入実績

提案する公営企業会計システムは、提案日時時点で都道府県及び政令指定都市規模以上の自治体に導入し、稼働している実績を有すること（元請としての実績に限る）。

(5) ISMS/ISO27001 認証取得

ISMS/ISO27001 またはプライバシーマークを認証取得していること。同等の資格・認証での代替や提案者独自の制度や運用による同等対応は不可とする。

(6) 再委託

本業務を一括再委託しないことを確約できること。受注者はこの契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法を問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任してはならない。ただし、書面により県の承諾を得た場合にあってはこの限りでない。

(7) 提案形態

製販一体の業者による提案であり、導入、カスタマイズ対応から保守サービスまで同一業者により実施を行うこと。

5. 4. 2. 開発要件

(1) 製品

提案する公営企業会計システムは、自社開発のパッケージシステムであること。

(2) 開発手法

本システムの構築の各工程を網羅し、品質の確保とスケジュールの遵守が可能な開発手法を採用すること。開発に当たって使用する言語、開発ツール、支援ツール、システムソフトウェア製品を明記すること。開発言語は特に制限しないが、一般的に多く使用されているものとする。

(3) 開発環境

開発に必要な各種機器・ソフトウェア・作業場所については、原則として受注者

の責任において準備すること。なお、開発に必要な情報は県から提供する。

(4) 検証環境

本番環境とは別に、本番環境と同等の機能を有する動作検証用の環境を構築すること。

(5) ソフトウェア・ライセンス調達

利用に必要な各種ソフトウェア・ユーザーライセンス等を調達すること。

5. 4. 3. システムテスト要件

(1) テスト実施方針

受注者は各種テスト計画書等に基づいて、単体テスト、結合テスト、総合テスト、運用テスト、連携対象システムとの連携テストを主体的に実施すること。

(2) テスト実施方法

総合テストの実施は、実際の業務環境と同じ状態でテストを実施すること。また、テスト実施時は事前に各関係者の役割分担をテスト計画書にて明確化すること。なお、運用テストにおいては、本県と作業体制、履行場所等について協議のうえ、本番と同様の環境で実施するものとする。

(3) テスト時の障害対応

テストにおいて発生した障害は本県へ報告を行った後、復旧作業及び原因の解明、対策を行うこと。また、性能面での問題が発生した場合には、調整を施すこと。

(4) テストデータ

テストに必要なデータについては、原則受注者が準備すること。なお、テスト工程において、実データが必要な場合は本県と協議すること。

5. 4. 4. 開発体制要件

(1) 開発責任者

本システム開発の責任者として、プロジェクト全体を十分に管理可能な者を充てること。

(2) その他の開発メンバー

本業務を遂行するために必要な能力と人員をチームとして編成すること。

(3) 本県とのコミュニケーション

本県とのコミュニケーションを通常時及び緊急時において、どのような方法、タイミングで行うかを明確にすること。

(4) 開発責任者及びメンバーの責任・権限

開発責任者及びメンバーの責任・権限を明らかにすること。さらに、問題等発生時の対応体制を明確にし、その責任者名を明らかにすること。

5. 4. 5. 定例報告・承認要件

(1) 定例の進捗報告

定期的に進捗状況の報告を行うこと。（書面及びWEBも可とする）また、報告内容をあらかじめ定めること。進捗報告会や共同ビュー等の場所については県が用意する。

(2) 設計書等の承認

基本設計書、詳細設計書、テスト計画書、検収テスト計画書については、本県の確認を実施し、承認を受けた後に作業に着手すること。なお、本県に確認依頼を行う際には、本県の作業負荷を考慮した日程を確保すること。また貴社単独の確認・承認も事前に実施すること。

(3) 工程終了判定

各工程の終了判定を実施すること。工程の終了は、計画したレビュー及びその指摘事項の反映が完了し、その結果としての品質評価と残課題の対策や解決目標が明確化されることを条件とする。

5. 4. 6. 納品・導入

(1) 初期設定

(ア) 受託者がネットワーク設定等の初期設定を行うこと。

(イ) 受託者が設定作業及び確認の手順書、チェックシートを作成し県の承認を得ること。

(ウ) チェックシートは作業担当者を特定できるように設計すること。

(エ) 作業員は設定作業手順書、確認手順書に沿って作業を実施し、作業結果をチェックシートに記入すること。

(2) アプリケーションのインストール

受託者がアプリケーションのインストールを行うこと。

(3) 初期データ設定

(ア) 受託者が初期データ設定、パラメータ設定等、アプリケーションの稼働に必要な初期設定を行うこと。

(イ) 初期設定完了後、マスター一覧、登録データ一覧等、設定内容を明記した資料を県に提出すること。

5. 4. 7. 研修・教育

(1) 操作マニュアル

(ア) 構築したシステムに関するマニュアルを作成すること。

(イ) システム設計に基づき運用・操作・データメンテナンス（登録、編集）等の目的別に操作画面を記載するなど、わかりやすいマニュアルとすること。

(ウ) コンピュータの専門知識を有しなくても理解しやすいマニュアルとすること。

(エ) システムの基本操作のほかに、県が別途指示する操作についてもマニュアルに反映させること。

(2) 操作研修

(ア) 新システム運用開始前に県職員に対し、(対象者30名程度)に対し、操作研修を実施すること。(WEB等でも可とする。)

(イ) 受託者が研修用マニュアルを準備し、講師を準備すること。

(ウ) 研修実施の案内や出席者の調整は県側で行う。

(エ) 実施時期は、県と協議の上決定すること。

5. 4. 8. 他システムとの連携要件

契約管理や業者情報などの県が有するその他のシステムとは、原則連携を行わない。

5. 4. 9. 契約不適合責任

成果物引き渡しの日から1年間は、契約の内容と適合していないものがあるときには無償で補修を行う。